

# 専門学校 東京工科自動車大学校品川校 学則

## 第 1 章 総 則

( 目的 )

第 1 条 本校は学校教育法に基づき人間性豊かで創造性に富んだ技術者を育成することを目的とする。

( 名称 )

第 2 条 本校は専門学校東京工科自動車大学校品川校という。

( 位置 )

第 3 条 本校の位置を東京都品川区南品川3丁目7番12号に置く。

( 自己点検・評価 )

第 4 条 1. 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。  
2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要事項は別に定める。

## 第 2 章 課程・学科・修業年限・定員・休校日

( 課程・学科・修業年限・定員 )

第 5 条 本校の課程・学科・修業年限及び定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	総定員合計
昼	工 業	自動車整備科	2年	50名	100名	4	200名
	専門課程	1級自動車整備科	4年	25名	100名	4	

1. 本校に科目等履修生を受け入れることができる。  
細部は別に定める。

( 学年・学期の終始期 )

第 6 条 1. 本校の学年は、4月1日に始まり翌年 3月31日に終わる。  
2. 学期は次のとおりとする。  
第1学期 4月1日 から 5月下旬 の 5週間  
第2学期 6月上旬 から 7月中旬 の 7週間  
第3学期 8月下旬 から 10月中旬 の 7週間  
第4学期 10月下旬 から 12月中旬 の 7週間  
第5学期 1月中旬 から 3月31日 の 7週間

( 休校日 )

- 第 7 条 1. 本校の休校日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日、土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
  - (3) 開校記念日 (10月24日)
  - (4) 季別休校日を原則として次のとおり実施するものとする
    - (ア) 夏季休校日 おおむね 7月下旬から4週間
    - (イ) 冬季休校日 おおむね 12月下旬から3週間
    - (ウ) 春季休校日 おおむね 3月中旬から3週間
- 但し、休校期間は各科の事情により変更することができる。  
具体的な授業開始日、授業終了日については年度ごとに定める。
2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休校日に授業を行うことがある。
3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第 3 章 教育科目・授業時間数・教職員組織

( 教育科目・授業時間 )

- 第 8 条 1. 本校の教育科目及び授業時間は、別表のとおりとする。
2. 平成22年度入学生の教育科目及び授業時間については、別表2のとおりとする。

( 授業時数の単位数への換算 )

- 第 9 条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義および演習にあつては15時間をもって1単位、実験、実習及び実技にあつては30時間をもって1単位とする。

( インターン実習 )

- 第 10 条 インターン実習については、学科の修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、当該学科における科目の履修とする。なお、実施については、学生が卒業後に就業を希望する業種に類似する企業を学校が推薦し、学則別表に規定する時間の実習を行うものとする。

( 授業の終始期 )

- 第 11 条 本校の始業及び終業の時刻は、始業午前9時20分、終業午後4時40分とする。

( 教職員組織 )

- 第 12 条 1. 本校に次の教職員を置く。
- (1) 校長 1名
  - (2) 教員 8名以上 (専任8名以上)
  - (3) 事務職員 1名以上
  - (4) 学校医 1名
2. 必要により名誉校長、副校長、助手を置くことがある。

## 第 4 章 入学・転入学・転学・編入学・転科

( 入学方法 )

- 第 13 条
1. 本校への入学は選考のうえ許可する。
  2. 本校への転入学、本校よりの転学、本校への編入学及び転科を希望する者がある時は、これを許可することがある。

( 入学資格 )

- 第 14 条 本校への入学資格は次のとおりとする。
1. 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者。
  2. 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者。
  3. 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者。
  4. その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者。

( 入学時期 )

- 第 15 条 本校の入学時期は、毎年 4 月 1 日とする。

( 入学手続 )

- 第 16 条
1. 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第17条に定める受験料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
  2. 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
  3. 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第16条に定める入学金を添えて所定の手続きを行い許可書の交付を受けなければならない。

## 第 5 章 入学金・授業料・その他

( 納付金 )

- 第 17 条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。  
なお、2年次以降の実習費等は、物価の変動によりその額を変更することがある。

### 【自動車整備科】

	1年次	2年次
受 験 料	20,000円	
入 学 金	290,000	
授 業 料	460,000	460,000円
実験・実習費	372,000	372,000
施 設 費	114,000	114,000
維 持 費	114,000	114,000
合 宿 研 修 費	52,000	40,000

【1級自動車整備科】

	1年次	2年次	3年次	4年次
受験料	20,000円			
入学金	300,000			
授業料	460,000	460,000円	460,000円	460,000円
実験・実習費	372,000	372,000	372,000	372,000
施設費	114,000	114,000	114,000	114,000
維持費	114,000	114,000	114,000	114,000
合宿研修費	52,000	40,000	18,000	

(納付金返還)

第 18 条 既納の授業料、入学金等は原則として返還しない。  
但し、入学前の3月31日までに入学辞退を申し出た者に対しては受験料、入学金を除いた第1回分の納付金を返還する。

(納付金の納入)

第 19 条 授業料・実習費・その他の費用については、第17条の規定によるほか次のとおりとする。

1. 授業料等については、1年分を2回に分け、第1回分の授業料・実習費・施設費・維持費等は入学の手続きと同時に納入しなければならない。  
第2回分の授業料・実習費・施設費・維持費は、定める指定日までに納入しなければならない。
2. 校外研修、外部講習受講等必要と認める経費は、別途これを徴収することがある。
3. 休学期間中は、在籍料(100,000円)を徴収する。
4. 編転入等の学費については別途定める。

## 第 6 章 履修方法・修了・卒業

(履修方法)

第 20 条 学科及び実習の履修方法、時間割は科の内部規則で定める。

(修了の認定)

第 21 条

1. 校長は学年毎の出席状況、試験等適切な方法による学習評価によって各教育科目の修了を認定する。
2. 1級自動車整備科、1年次および2年次については二級自動車整備士を養成する内容、3年次および4年次については、一級自動車整備士を養成する内容としたカリキュラムで構成し、前項にしたがい、2年次までの課程の修了が認定された者には、二級ガソリン自動車整備士および二級ジーゼル自動車整備士の両国家資格試験受験のための、「修了証明書」を発行する。
3. 1級自動車整備科については、二級ガソリン自動車整備士および二級ジーゼル自動車整備士の両国家資格試験合格者に対し、3年次および4年次の一級自動車整備士養成に関する教育科目の履修を認める。

( 卒業 )

第 22 条 本校所定の課程を修了した者は、卒業証書を授与する。

( 称号の授与 )

- 第 23 条
1. 前条により、工業専門課程自動車整備科を修了した者には、専門士（工業専門課程）の称号を授与する。
  2. 前条により、工業専門課程 1 級自動車整備科を修了した者には、高度専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

## 第 7 章 欠席・休学・退学・賞罰

( 欠席 )

- 第 24 条
1. 疾病、その他やむを得ない事故により欠席しようとする時は、必ず欠席理由書を担任教員に提出しなければならない。  
余裕のない時は、電話、その他により連絡し、事後なるべく速やかに書類を提出しなければならない。
  2. 次の事由による場合は、出席扱いとする。
    - (1) 伝染病発生による登校停止
    - (2) 忌 引
    - (3) その他、校長が認めた事由
  3. 近親者死亡に際して忌引扱い日数は次のとおりとする。

死亡した者	血 族	姻 族
一親等の直系尊属(父 母)	7 日	3 日
二親等の直系尊属(祖父母)	3 日	1 日
二親等の傍系者(兄弟姉妹)	3 日	1 日

( 休学・復学・退学 )

第 25 条 休学・復学及び退学については、次のとおりとする。

1. 疾病、その他やむを得ない事由により休学する場合は、その事由を記載した休学願書を提出して校長の許可を受けなければならない。
2. 前項の者が復学しようとする場合は、復学願書を提出することにより復学することができる。但し、復学者の所属学年は原学年とする。
3. 自主退学をしようとする者は、退学願書にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

( 褒賞 )

第 26 条 出席状況が極めて良好で、他の模範となる者はこれを褒賞することがある。

( 懲戒 )

第 27 条

1. 学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。
2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
  - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者。
  - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者。
  - (3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者。
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

( 学籍簿記入・通知 )

第 28 条

前第25条の学籍移動、第26条及び第27条の賞罰を受けた者は、これを学籍簿に記入し、その旨を保護者ならびに保証人に通知する。

## 第 8 章 特 典

( 特待生 )

第 29 条

専門分野に特筆すべき能力を有し、学習意欲が抜群かつ学生生活に積極的に取り組み、もって他の模範となる者には、授業料を免除軽減し、特待生に指定することができる。但し、特待生で在学中その名誉を毀損、又は毀損するおそれのある場合は、その待遇を取消すものとする。

## 第 9 章 校 友 会

( 校友会 )

第 30 条

本校教育の目的を達成するため校友会を設け、相互の教育研鑽親睦を図るものとする。

附 則

1. この学則は平成11年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成13年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成14年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成15年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成16年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成20年4月1日より実施する。  
学則変更受理日：平成19年6月7日  
学則変更受理日：平成20年1月28日
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成21年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成22年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成23年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成27年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成28年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成28年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は令和2年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は令和3年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は令和5年4月1日より実施する。
2. この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。